

第3章

基本的事項

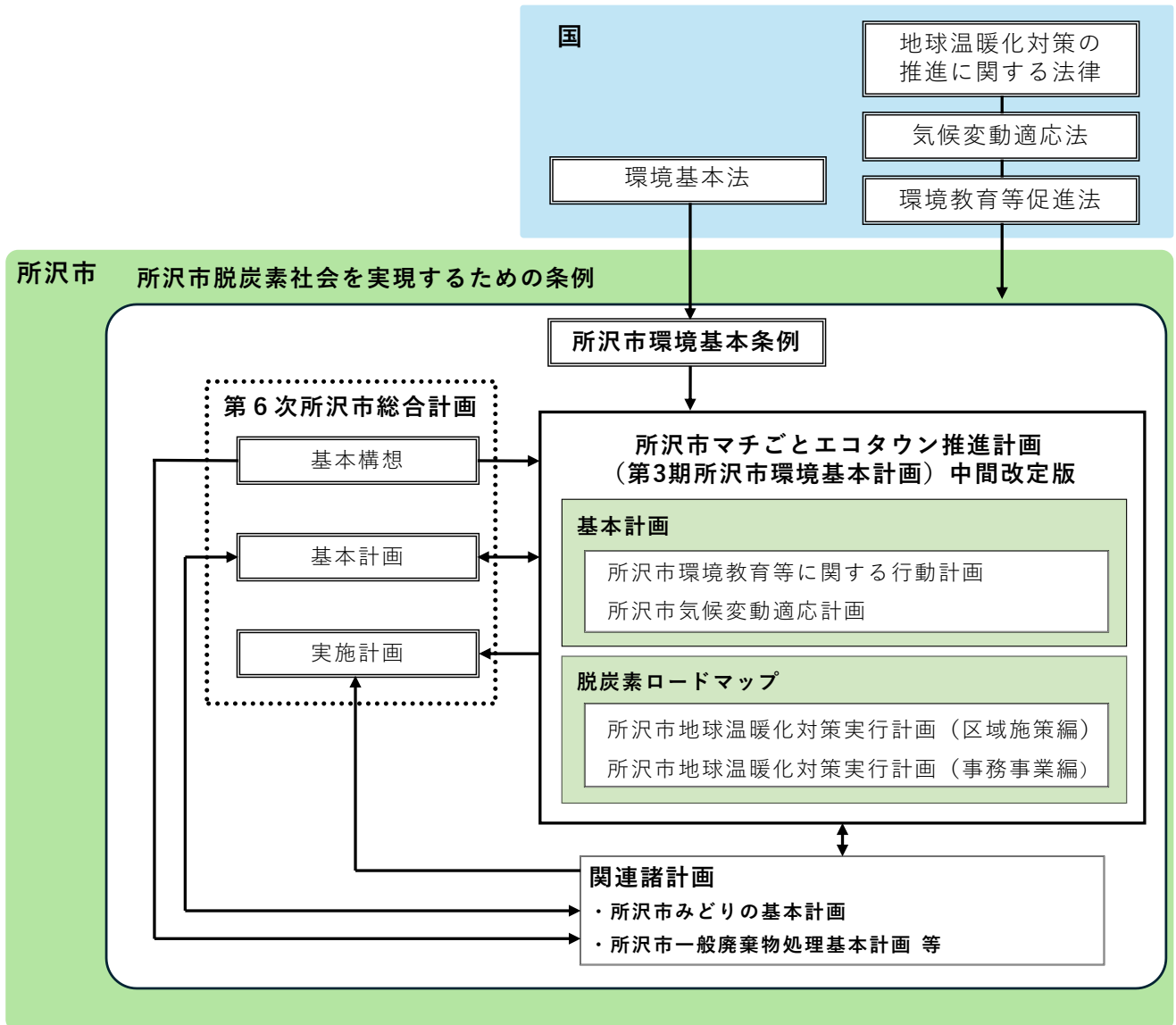
1. 所沢市脱炭素ロードマップの位置づけ
2. 計画期間
3. 算定方法

第3章 基本的事項

1. 所沢市脱炭素ロードマップの位置づけ

「所沢市脱炭素ロードマップ」は、下図に示すとおり、「所沢市マチごとエコタウン推進計画（第3期所沢市環境基本計画）中間改定版」の一部です。また、本ロードマップは「地球温暖化対策推進法」第21条に基づく法定計画にもなります。

■脱炭素ロードマップと他計画との関係



2. 計画期間

2024（令和6）年度から2028年度までの5年間とします。

3. 算定方法

(1) 対象とする温室効果ガス及び算定方法

①対象とする温室効果ガス

「地球温暖化対策推進法」において、対象とする温室効果ガスは、以下の7種類のガスを規定しています。

しかし、エアゾール製品の噴射剤等に使用されるハイドロフルオロカーボン、半導体等製造用や電子部品などの不活性液体などとして使用されるパーフルオロカーボン、電気絶縁ガス等に使用される六ふっ化硫黄、半導体・液晶基板の洗浄等に使用される三ふっ化窒素については、本市の温室効果ガスに占める割合が非常に小さいことや、根拠データの入手が困難なことから、本実行計画（区域施策編）の対象としていません。

また、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の3種類のガスについては、本市の事務及び事業において発生量がほとんどないため、本実行計画（事務事業編）においても対象としていません。

「地球温暖化対策推進法」で対象としているガスの種類	人為的な発生源	事務事業編	区域施策編
二酸化炭素 (CO ₂)	産業、民生、運輸部門などにおける燃料の燃焼に伴うものが全温室効果ガスの9割程度を占め、温暖化への影響が大きい。	○	○
メタン (CH ₄)	稲作、家畜の腸内発酵などの農業部門などから排出。	○	○
一酸化二窒素 (N ₂ O)	燃料の燃焼に伴うものや家畜のふん尿などの農業部門などから排出。	○	○
ハイドロフルオロカーボン (HFCs)	エアゾール製品の噴射剤、カーエアコンや断熱発泡剤などに使用。	○	×
パーフルオロカーボン (PFCs)	半導体等製造用や電子部品などの不活性液体などとして使用。	×	×
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体等製造用などとして使用。	×	×
三ふっ化窒素 (NF ₃)	半導体や液晶基板の洗浄などに使用。	×	×

②温室効果ガスの把握及び算定方法

区域施策編においては、電力の小売全面自由化による実績値把握が難しくなったこと等の社会情勢の変化を踏まえつつ、2017（平成29）年3月に策定された「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル算定手法編 ver1.0（環境省）」（以下「環境省算定マニュアル」という。）に記載されている算定方式をベースに算定しています。

事務事業編においては、温室効果ガスの種類ごとに、地球温暖化対策推進法施行令で定める方法で調査します。各施設の活動量から、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル ver4.8（環境省）」に従い、温室効果ガス総排出量を算出します。

算定方式の詳細については「所沢市マチごとエコタウン推進計画」（中間改定版）の資料編にも掲載しています。

